

○永平寺町わがまち夢プラン育成支援事業補助金交付要綱

平成18年6月23日

告示第75号

改正 平成22年3月29日告示第8号

平成26年9月29日告示第44号

平成27年3月29日告示第29号

平成29年1月13日告示第2号

(目的)

第1条 この事業は、地域住民が自ら望むまちを自らの手で、夢を持って創り上げる活動を支援し、永平寺町を夢あふれる活力あるまちにすることを目的にする。

(補助対象)

第2条 町内会、地域振興会、社会教育団体、サークル等、永平寺町内で活動を行う団体やグループが実施する事業のうち、自然、歴史、文化、観光などの地域資源を活かした地域の魅力を高めるもの、地域の課題の解決を図り地域を住みよくするもの、地域コミュニティの活性化を図り地域を心豊かなまちにするものを補助交付対象とする。

(事業例、伝統芸能、伝承の復活・継承、地域の宝発見、観光案内活動、危険箇所マップ作成、環境保護活動、地域ぐるみ健康づくり、ミニ広報紙発行、地域の担い手づくり、その他審査会で認めるもの)

ただし、他の類似の制度による支援を受けている事業、祭りや運動会など地域で既に恒例となっている事業、政治、宗教、営利を目的とした事業は対象とならない。また、同一事業への補助は3回限りとする。

(補助率)

第3条 対象事業の事業費の3分の2以内で、1回につき20万円を限度とする。

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付申請をしようとするときは、別紙様式第1号により必要書類を添付し町長に申請するものとする。

(1) 必要書類

ア 事業実施計画書(様式第2号)

イ 収支予算書(様式第3号)

ウ 団体の役員名簿

(補助の決定)

第5条 前条により申請のあった事業について夢プラン審査会により審査し、補助の可否を決定する。

(夢プラン審査会)

第6条 前条の夢プラン審査会は、町長、副町長、教育長、総務課長、財政課長、生涯学習課長をもって構成する。

(補助金の交付決定通知)

第7条 町長は、補助金の交付を決定したときは当該申請者に対し、その決定内容及びこれに条件を付した場合はその条件を補助金等交付指令書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助の交付決定を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第4号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 町長は前条の規定により補助金の交付請求があったときは、補助金を交付する。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付指令を受けた者又は既に補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の指令を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付条件に違反したとき。
- (2) 補助事業等の施行が不適当と認められるとき。
- (3) 前2号のほか、不正の事実があると判明したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、わがまち夢プラン育成支援事業補助金交付について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日告示第8号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月29日告示第44号)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月29日告示第29号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年1月13日告示第2号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

永 平 寺 町 長 様

申請者 住 所

名称及び
代表者名

印

わがまち夢プラン育成支援事業補助金交付申請書

わがまち夢プラン育成支援事業について、別紙実施計画書のとおり実施したいので、補助金を交付下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称 わがまち夢プラン育成支援事業
- 2 補助金交付申請額 金 円
- 3 補助事業の着手及び完了予定年月日
着 手 年 月 日
完了予定 年 月 日
- 4 添付書類
(1) 実施計画書
(2) 収支予算書
(3) 団体の役員名簿
(4) その他()

様式第2号(第4条関係)

わがまち夢プラン事業実施計画書(完了実績報告書)

団体の名称 及び代表者名	
夢プラン 該当事業 区分	1 地域資源を生かした地域の魅力を高める事業 2 地域の課題の解決を図り地域を住みよくなる事業 3 地域コミュニティの活性化を図り地域を心豊かにする事業 ※該当する事業の番号に○をつけてください。
事業の名称	
事業概要及び期待する成果 (事業実績)	

様式第3号(第4条関係)

収 支 予 算 書(決算書)

収入の部

科 目	予算額(決算額)	摘 要
町 補 助 金		
計		

支出の部

科 目	予算額(決算額)	摘 要
計		

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

永 平 寺 町 長 様

申請者 住 所

名称及び
代表者名

わがまち夢プラン育成支援事業補助金交付請求書

年 月 日付で補助金の交付決定通知のあった事業について、補助金の交付を請求します。

記

交付請求額 金 円

交付決定番号 永平寺町指令 第 号

交付決定金額 金 円

添付書類 収支決算書
完了実績報告書
実施写真

様式第5号(第7条関係)

補助金等交付指令書(補助金等交付決定通知書)

永平寺町指令第 号

申請者 住 所
名称及び
代表者名

年 月 日付けで申請のあったわがまち夢プラン育成支援事業の補助金等の交付については、永平寺町わがまち夢プラン育成支援事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第5条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知する。

年 月 日

永平寺町長



記

- 1 この補助金等の交付の対象となる事業(以下「補助事業等」という。)は、年 月 日付けで申請のあったわがまち夢プラン育成支援事業とし、その内容は、申請書のとおりとする。
- 2 補助事業等に要する経費並びに補助金等の額は、次のとおりとする。

補助事業等に要する経費	円
補助金等の額	円
- 3 補助事業等に要する経費の配分は、前記申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、町長の承認を受けなければならない。
 - (1) 補助事業等に要する経費の配分の変更をするとき。
 - (2) 補助事業等の内容の変更をするとき。
 - (3) 補助事業等を中止し、又は廃止するとき。
 - (4) 補助事業等が予定期間内に完了しない場合、又は補助金事業等の遂行が困難となったとき。
- 5 町長は、補助事業等の施行状況等に関し、関係職員に検査をさせることができる。
- 6 補助事業者は、補助事業等が完了したときは、速やかに事業実績報告書及び収支決算書等を町長に提出しなければならない。
- 7 補助事業者は、この補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、

当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業等の終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。

8 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 要綱に違反したとき。
- (2) 補助事業等の施行方法が不相当と認められるとき。